

# フルハーネス型墜落制止用器具(安全带)特別教育

奈良労働局長登録教習機関  
公益社団法人 奈良県労働基準協会

●平成31年2月1日から安全带は「フルハーネス型墜落制止用器具(以下「制止器具」という)」と名称が変更され、原則としてその着用が必要になります。墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い『高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合』」には「制止器具」使用と特別教育の実施が必要となります。労働災害防止を目的として、労働安全衛生規則第36条、特別教育規定24条に基づき下記により特別教育を開催いたします。

## 1 講習日程 【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ（0742-36-2040）】

第1日目	令和2年12月9日(水)	学科・実技	8:45 ～ 17:00	<ul style="list-style-type: none"><li>作業に関する知識</li><li>墜落制止用器具に関する事</li><li>労働災害防止に関する知識</li><li>関係法令</li><li>墜落制止用器具の使用法等</li><li>講習終了後確認試験あり</li></ul>
------	--------------	-------	--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※受講日の天気について、午前8時に講習地域で警報がでたときは、講習を中止する場合があります。

## 2 講習概要

会場	奈良県建築労働協同組合 3階会議室 橿原市小綱町9番8号	近鉄八木西口駅下車 西へ徒歩5分 駐車場は利用できません。
定員	30名 (先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません)	
申込方法	申込書(様式1号)に所要の事項を記入・押印し、写真・住所等の判るものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。	
	<ul style="list-style-type: none"><li>申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。</li><li>振込みの場合、領収証は発行いたしません。必要な場合は申し添えてください。</li><li>申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。</li></ul>	
	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会
【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日4日前(土・日・祝日・協会休日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。	
持参するもの	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート 作業服(長袖・長ズボン)、作業靴、作業用手袋、保護帽、	

## 3 受講料

単位：円

	受講料	テキスト代等	計
(公社)奈良県労働基準協会 会員	7,510	990	8,500
会員外	8,510	990	9,500